

社会福祉法人奥州いさわ会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人奥州いさわ会定款（以下「定款」という。）第42条の規定に基づき、法令及び定款に規定するもののほか、定款の施行について定めることを目的とする。

(評議員選任・解任委員会の運営)

第2条 定款第6条第3項に規定する評議員選任・解任委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(評議員の報酬基準等)

第3条 定款第8条に規定する評議員の報酬は、評議員会に出席した都度、月額6,000円を支給する。

(業務執行理事の職務)

第4条 定款第17条第2項に規定する業務執行理事の職務は、子育て支援事業部門、障がい支援事業部門、及び高齢者支援事業部門（以下「事業部門」という。）の統括とする。

2 業務執行理事が担当する事業部門（以下「担当部門」という。）は、理事長が決定し、理事会に報告する。

(役員の報酬基準等)

第5条 定款第22条に規定する役員等の各年度の報酬総額及び報酬基準は、次のとおりとする。

(1) 報酬総額

ア 理事 総額20,000,000円以内とする。

イ 監事 総額2,000,000円以内とする。

(2) 報酬基準

勤務形態に応じて下表のとおりとする。

ア 常勤役員

役職名	報酬額
理事長	月額210,000円
副理事長	月額150,000円
理事	月額21,000円

イ 非常勤役員

役職名	報酬額
理事長	月額90,000円
副理事長	月額30,000円
理事	月額21,000円
監事	月額23,000円

2 法人職員を兼務する役員は、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

3 法人職員を兼務する理事長及び副理事長の報酬は、非常勤役員の報酬額を適用する。

4 役員報酬の支給日及び旅費の額並びにその支給方法は、法人職員の例による。

5 月の途中に就任又は退任した役員の役員報酬は、日割りにより計算した報酬額とする。

(理事長、副理事長の専決事項)

第6条 定款第25条に規定する理事長及び副理事長が専決する日常の業務は、次に掲げる事項とする。

(1) 理事長の専決事項

ア 法人職員の日常の労務管理及び福利厚生に関するもの

イ 債権の免除及び効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く。）

ウ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

エ 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、次に掲げる事項であって金額が30,000,000円未満のもの

① 日常的に使用する消耗品等の購入

② 施設設備の保守管理及び物品の修理

③ 緊急を要する物品の購入等

オ 次に掲げる固定資産等のうち、基本財産以外の取得、リース若しくは改良等のための支出又はこれらの処分に関すること

- ① 機械及び装置
- ② 車両運搬具
- ③ 器具及び備品
- ④ ソフトウェア

カ 次に掲げる固定資産等のうち、損傷、その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却若しくは破棄に関するもの（法人運営に重大な影響がある場合を除く。）

- ① 機械及び装置
- ② 車両運搬具
- ③ 器具及び備品
- ④ ソフトウェア

キ 予算上の予備費の支出

ク 寄付金の受入れその他前各号に準ずる日常的な業務に関するもの

(2) 副理事長の専決事項（担当部門の業務に関するものに限る。）

ア 担当部門職員の日常の労務管理に関するもの

イ 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、次に掲げる事項であって金額が 10,000,000 円未満のもの

- ① 日常的に使用する消耗品等の購入
- ② 施設設備の保守管理及び物品の修理
- ③ 緊急を要する物品の購入、リース等

ウ 寄付金の受入れその他前各号に準ずる日常的な業務に関するもの
(報告)

第7条 理事長及び副理事長は、前条に規定する事項を専決したときは、理事会に報告する。
(資産の管理)

第8条 定款第31条に規定する資産の管理については、別に定める。
(経理規程)

第9条 定款第35条に規定する経理規程については、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月10日から施行し、改正後の第5条第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。